次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後		改正前	
一般名	適用日	一般名	適用日
［項を削る。］		エピナスチン	平成二十七年十月二十五日
［項を削る。］		イブプロフェン・プチルスコポラミン	平成二十七年十二月七日
［略］		［同上］	
［項を削る。］		アシタザノラスト	平成二十七年十一月一日
［項を削る。］		フェキソフェナジン	平成二十七年十一月一日
［略］		［同上］	
セチリジン	平成二十九年二月一日	セチリジン	平成二十九年二月一日
トラニラスト	平成二十九年一月八日	［項を加える。］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十八年九月二十七日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第25429号
2　登録年月日　平成28年9月27日
3　農林水産植物の種類
Seemannia sylvatica (Kunth) Hanst.
4　登録品種の名称　イエローリップ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
行徳寛昭
福岡県久留米市田主丸町常盤605―1

○農林水産省告示第十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十八年十月十四日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第25450号
2　登録年月日　平成28年10月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKCABARET
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5

1　登録番号　第25457号
2　登録年月日　平成28年10月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Fitchryselvira
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Fides B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府相楽郡和束町大字湯船小字砂子谷一二七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字砂子谷一二七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び和束町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字中郷字山下四三〇一の一、四三〇一の三、四三〇一の四、四三〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市和久町字山ノ神八一八の一、八一八の三、字寺ノ上八二三の一、八二四の一、八二五の一、八二六の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）